

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

まず、職務質問開始から捜索差押執行時まで、甲を本件現場に留め置いた行為について、当初の職務質問行為の適法性について触れた上で、14 時頃まで現場に留め置いた行為の強制処分該当性を論じることが求められる。強制処分該当性判断にあたっては、強制処分法定主義の意義を示したうえで、強制処分の定義を明示する必要がある。そして、具体的な被害利益を示しながら、的確に事実のあてはめをすることが求められる。強制処分該当性を否定した場合には、任意処分として相当といえるかについて、規範を示した上で、具体的事実を示しあてはめを行う必要がある。

次に、強制採尿のために甲を病院へと連行した行為について、強制採尿に当たり、捜索差押許可状しか発付されていないにもかかわらず、身体の拘束とも言うる病院への連行が適法といえるか問題となる。この点については、当該捜索差押許可状の効力により連行することができるとする考えや、捜索差押えの「必要な処分」として連行することができるとする考え、捜索差押許可状に連行を認める旨の記載があれば連行することができるとする考えなどがあると思われるが、そのいずれに拠るのか、自己の見解を示し、本件連行の適法性を判断する必要がある。

以上